# 飼料の適正使用について

● 安全な畜産物を生産するため、農薬を適正に使用した飼料であることを確認しましょう。

#### 飼料用稲の注意事項

- ・稲発酵粗飼料用の稲は、食用の稲より収穫が早いので、 農薬の種類や使用時期に注意しましょう。
- 家畜を伝染病から守るため、安全な飼料を給与しましょう。
- ・畜舎の給餌施設や飼料の保管場所に野生動物の排せつ物等が混入しないようにしましょう。

### 牛農家の皆様

・動物由来たん白を含む飼料は、牛に給与しないでください。

## 養豚農家の皆様

- ・現在、本県を含めた青森県から鳥取県・岡山県までの地域、四国及び沖縄県は豚 熱の大臣指定地域です。大臣指定地域で収穫された農産物等を、自ら飼料・敷料 等に利用する場合は、家畜保健衛生所に相談し、指導に従ってください。
- ・食品残さを飼料として利用する場合、加熱処理の対象のものが含まれるか確認し、 含まれる場合は、攪拌しながら 90℃60 分以上等の加熱処理と処理後の汚染防止 対策を行いましょう。

### 養鶏農家の皆様

・食品残さを飼料として利用する場合、加熱処理の対象のものが含まれるか確認し、 含まれる場合は、中心温度 70℃30 分以上又は 80℃3分以上の加熱処理と処理 後の汚染防止対策を行いましょう。

#### ○ 問合せ先

御不明なことがありましたら、下記までお問い合わせください。

内容	名称	電話番号
飼料の安全性について	東部家畜保健衛生所	055-978-3131
(各地域の管轄家保へ)	中部家畜保健衛生所	0547-37-1158
	西部家畜保健衛生所	053-434-2921
飼料生産・給与等、技術に	畜産技術研究所	0544-52-0146
関すること	中小家畜研究センター	0537-35-2291
その他	経済産業部畜産振興課	054-221-2705

#### 〇 関連情報

飼料についての関連情報は、下記ホームページに掲載されております。

·飼料の適正使用について(畜産農家の皆様へ)

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/attach/pdf/index-67.pdf

・飼料用米の生産・給与技術マニュアル

https://www.naro.go.jp/publicity\_report/publication/files/ricm2016.pdf

・稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル

http://souchi.lin.gr.jp/skill/pdf/manual\_vol7.pdf

· 飼料として使用する籾米への農薬の使用について

 $https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l\_siryo/attach/pdf/index-575.pdf$ 

・食品残さを飼料利用する養豚農家のみなさまへ

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/attach/pdf/ecofeed-51.pdf

・食品残さの飼料利用に係る規制見直しについて Q&A

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/attach/pdf/ecofeed-26.pdf



発行元: 静岡県経済産業部農業局畜産振興課 TEL 054-221-2705